

# 森の京都伝統食・行事食の歳時記（仮称）印刷データ等制作業務仕様書

## 1 業務名

森の京都伝統食・行事食の歳時記（仮称）印刷データ等（動画の撮影・編集を含む。）制作業務

## 2 目的

森の京都エリア（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）に伝わる「伝統食や行事食（その地域を代表する食、スイーツを含む。以下「伝統食等」という。）」とそれらに関する地域の文化を関係者から取材し、当該コンテンツを整理し次代に伝えるためにも印刷データ等を作成する。

また、当該情報をウェブサイト上で電子書籍（無料での閲覧）及び動画として配信するとともに、今後はこれらの印刷データ等を活用し、飲食店との連携、更には5市町の体験プログラムやツアー開発を通じ、森の京都の知名度及びブランド力の向上を図り、森の京都エリアへの誘客を一層促進し、交流人口の拡大を進めることを目的とする。

## 3 委託業務の内容

本業務仕様書及び必要に応じ、当社の指示または協議により、伝統食等の歳時記に係る印刷データ等の企画、制作（写真、イラスト、動画の作成、デザイン・レイアウト、版下作成（完全データの作成まで））、編集を行う。ただし、印刷業務は除く。なお、別途決定する印刷業者とは、色彩等遺漏のないよう綿密な連絡を行うものとする。

### （1） 伝統食等の歳時記に係る印刷データ等の調査、制作、編集

事業者は伝統食等に関し、当社が指定した関係者と共同で情報収集を行い、写真を撮影・収集、それらを編集、文章化、印刷データ等を作成。また、伝統食等の写真・動画に四季の風景や祭りなどの様子を織り交ぜ5市町のPR動画を作成する。

具体的には、伝統食等の内容を検討、候補案を決定し、取材日程の調整を行い、現地取材の上、最終的には、1市町、6品程度（四季、祭、盆、正月等）の候補に絞り、その作り方・見せ方を団体や提供している店舗に取材、当地の季節感あふれる風景、祭り、催事などの由来や由緒（歴史等）も併せ取材。それらに写真やレシピも加え文章化、印刷データ等を作成する。

### （2） 仕様、規格

①印刷データ等：A4判 両面オールカラー 概ね40ページ

（版下データ、電子書籍、PDFデータ、紙媒体30部（紙質は問わない））

②動画：30秒程度 5パターン（エリア内各市町毎に1パターン）

### （3） 内容

- ・対象市町 森の京都エリア（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）
- ・対象品目 1市町、6品程度（四季、祭、盆、正月等）の伝統食等を選定。

#### ①森の京都について

- ・森の京都の説明

#### ②伝統食等

- ・一つの食ごとに、由緒やレシピ、どこで食べることができるのか等を掲載
- ・常時提供できないものについては、体験として提供できるものを掲載
- ・一つの食ごとに写真またはイラストなどイメージがわくものを掲載
- ・歳時記のように、季節を感じる構成とすること
- ・5市町毎に歴史、文化、祭り、催事をちりばめる。

## 【補足】

### ・情報収集

5市町、京都府南丹・中丹広域振興局農林部局等及び関係団体の協力を得て、森の京都エリアの主要な伝統食等の情報を収集・発掘する。

### (4) 納品日

- ①令和元年10月末までに伝統食等の候補を拾出し、レシピ、由緒、写真を提出すること。
- ②令和2年3月19日までに上記(2)の成果物を納品すること。

## 4 契約期間

契約締結の日から令和2年3月19日まで

## 5 スケジュール (予定)

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 8月上旬  | ・第1回打ち合わせ（関係者顔合わせ含む） |
| 9月中旬  | ・第2回打ち合わせ（進捗点検）      |
| 10月下旬 | ・第3回打ち合わせ（候補案提案）     |
| 12月上旬 | ・第4回打ち合わせ（6品程度決定）    |
| 1月下旬  | ・第5回打ち合わせ（仕上げ点検）     |
| 3月中旬  | ・納品                  |

## 6 業務の実施

### (1) 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を設けること。

### (2) 業務の完了報告

業務が完了したときは、業務完了報告書を提出すること。

## 7 その他留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (4) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整することとする。
- (5) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずるものとする。